

## 【別紙資料06】

### PR看板設置要綱（建築局発注工事）

#### 1. 目的

建築局が発注する工事において、「建設施設概要」、「事業の完成時期」などの情報を工事実施時にPR看板で提示することで、事業内容を県民に周知することを目的とする。

#### 2. 表示内容

表示する内容は以下例を参考とする。

- ①どのような施設ができるのか分かるイメージパース
- ②事業の完成時期
- ③その他PRに適する内容

#### 3. 対象工事

当初設計金額が150,000千円以上の全ての建築工事（新築工事）を対象とする。

但し、県民への周知に適さない工事は除く。

また、上記以外で周知が必要と判断される工事は対象とすることができる。

なお、工事におけるPR看板設置の要否については特記仕様書に明示する。

#### 4. 設置費用

PR看板設置費として、以下の建築標準単価を共通仮設費に積み上げ計上する。

単価コード	細目名称	適用名称
B1-500493	PR看板	木枠（あいくる材） アルミデザインシート W1100×H1400程度

#### 5. 設置要領

PR看板の標準的な仕様、規格等について、PR看板設置要領（建築局発注工事）による旨、設計図書に記載する。

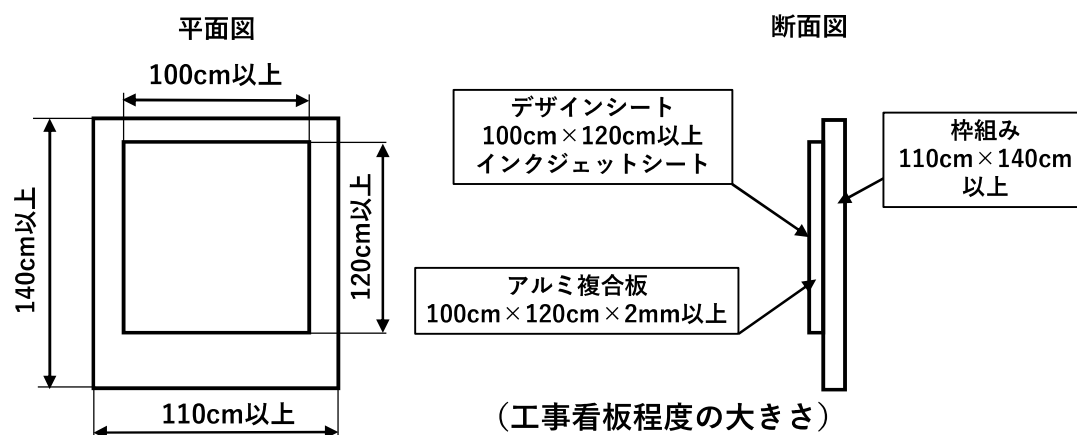
## 6. PR看板の材質、大きさ

以下に示す仕様を標準とし、「あいくる材」を使用する。

なお、現場条件や周知内容により必要に応じて仕様は変更できるものとする。

項目	仕様	規格
①PR看板枠組み	あいくる材	110cm×140cm以上
②表示板	アルミ複合板	100cm×120cm×2mm以上
③表示方法	デザインシート(インクジェットシート)	100cm×120cm以上

### 標準図



## 7. 設置報告

該当する工事の請負者はPR看板設置後速やかに、設置状況を監督職員へ報告する。

## 8. その他

本要綱は新たな提案、意見、修正等が生じた場合、必要に応じて変更を行う。

## 9. 運用の開始

平成18年5月19日から運用を開始する。

(令和3年4月1日建築局要綱として一部改定)

建設企画課 建築技術・工事検査グループ  
ダイヤルイン 052-954-6615 (内 2890)